西ドイツ農地整備法制の研究()

田

Щ

明

輝

ドイツ耕地整理法制の生成と展開

地方別研究の意義 歴史的研究の意義 日独法比較研究の必要性

第一節 近世ドイツの耕地整理法制 ケンプテン司教区(バイエルン)における Vereinödung シュレスヴィヒ・ホルシュタインにおける Verkoppelung

第三節 プロイセンにおける Gemeinheitsteilung

第一部 ドイツ耕地整理法制の生成と展開

第一章 序

日独法比較研究の必要性

西ドイツ農地整備法制の研究

五九

7

はセメントと石で形成された都市空間に不足している緑を補給し、都市住民のための保養地として必要不可欠な機能 景にはもはや農村を農業生産の場としてのみ性格規定することはできなくなっているという認識があるものと考えて ため、法を実態に合わせる必要が生じていた。これが一九七六年の法改正の主なねらいであった。(3) 地整備事業を実施しようとするならば、もはや農地整備の目的を農業生産の向上ないし農業構造改善にのみ限定する を果すべきものと考えられている。農村空間がこのように多面的な機能を果すようになっていることを前提として農 ばかりではなく、農村近隣の都市空間にとっては、生態学的にみて絶対不可欠な空間となっている。つまり今や農村 ことはできない。農地整備事業はすでに法改正前から実際上は一九五三年法の目的(一条)を超えて実施されていた 西ドイツでは一九七六年に農地整備法が改正され、農村空間整備法とでも言うべき内容のものに変化した。(2)(2) 農村空間は、 農業生産の場であると同時に部分的には他産業労働者の生活(居住)の場ともなっており、それ その背

地を調達するためにも農地整備事業が実施されらるようになっており、実際にもこの手続は重要な機能を 営ん でい を実施することができることになっている。さらに一九三七年以来、高速道路の建設や大規模な公共事業のための用 現行法によれば、近くに都市が存在する場合には必要に応じて都市の一部を手続区域にとり込む形で農地整備事業 この意味においては日本の土地改良法とは根本的な点で考え方を異にしている。日本の土地改良法の前身である

また日本においても全体社会における農村の機能変化との関連で、土地改良法制のあり方が問われており、 その解

経過するうちにその母国においては右のように大きな変化が生じてきたことになる。

(明治三二年) は当時のドイツ諸州の耕地整理法を範として制定されたと言われているが、

四分の三世紀を

はないかと思われる。その意味でも日独農地整備法制の発展過程を比較することは、なお一定の現代的意義を有する(5) 決の方向を考えるにあたっては、恐らく西ドイツの農地整備法制の発展がわれわれに多くの示唆を与えてくれるので

ものであるかを法律学の立場から検討し、それを通じて両法制度の有する社会・経済的意義をも把握することを目的 ものと考える。 本稿は西ドイツの農地整備法を日本法と比較するにあたって、前者がドイツ社会においてどのように発展してきた

とするものである。本稿は、したがって純粋に歴史的な研究ではなく、現在の日独農地整備法制の比較法的研究にと

1 田山輝明「西ドイツ農地整備法――一九七六年改正条文と改正理由」比較法学一二巻一号一四七頁以下。 田山輝明「戦後西ドイツ農地整備法制の展開」早稲田法学五二巻一・二合併号一〇一頁以下、佐々木博「西ドイツの農地

2

って必要不可欠な前提作業であると考えている。

- 二五頁以下「農地整備法制」(田山執筆)参照。 整備事業」人文地理学研究Ⅳ九頁以下、現行法制の概説としては、稲本・戒能・田山・原田編・ヨーロッパの土地法制・四
- 3 地整備法と土地所有」(農村開発企画委員会「西ドイツの土地所有権と法制度」所収)を参照。 例においても争われていた。この点については、田山輝明「立法と判例にみる Landeskultur 概念の変遷― 区域に非農地を含めたり、開発関連事業を行ったりすることが、法一条の事業目的の範囲に含まれるか否かをめぐって、 農地整備事業は allgemeine Landeskultur に奉仕するものでなければならないものとされていた(一条)が、 西ドイツの農
- (4) Weiss, Erich, Zur Entwicklung der ländlichen Bodenordnung im Lande Nordrhein-Westfalen, Hannover 1982
- 5 出席することができ、 本稿執筆中、筆者は農村開発企画委員会に おける「西ドイツの農地整備法に関する研究会」(主任研究員、石光研二氏) そこに参加されていた法律学以外の研究者からも多くの点で貴重な示唆を受けることができた。

西ドイツ農地整備法制の研究

_

討内容については、「西ドイツの農地整備制度――農村整備水準検討調査報告書(その2、3)」(農村開発企画委員会、 でも多くの示唆を受けることができた。研究内容については、「農地・農村整備に関する比較研究」(農政調査委員会、 九八一、一九八二)参照。また、農地整備に関する日、独、仏、英の比較研究については、農政調査委員会における研究会

二、歴史的研究の意義

(1) 近代ドイツ耕地整理法の三つの淵源

(耕地整理)法の歴史は、農業法の歴史的傾向をみごとに映し出す鏡であると言われている。この制度は(1)

い。 る。3 耕地整理とりわけ交換分合ないし換地処分を制度史的にみるならば、ドイツにおいては三つの淵源があるとされて

その時々の広義の土地政策とりわけ農地政策と密接な関連を有しているからであろう。

である。この地方の政治的中心であった大司教区ケンプテンでは、一五五一年の散居村化式耕地整理が文書によって(4) なかでも最も古いものは、バイエルン州オーバーシュヴァーベン地方の散居村化式耕地整理 Vereinödung

ため、各農家が自己の所有地を屋敷の周辺に所有することができるようになったという点にある(第二章第一節参照)。 確認されている。この方式の特徴は、耕地の整理統合がなされただけでなく、農家(経営用建物)をそこへ移転した

れはイギリスにおいて一七~一八世紀に行なわれた第二次エンクロージャーがデンマークを経由して伝わったもので (H) 二つめは、 シュレスヴィヒ・ホルシュタイン地方のエンクロージャー式耕地整理 Verkoppelung である。こ

あるとされている。当時シュレスヴィヒ・ホルシュタイン地方でも穀草式経営 Koppelwirtschaft が行われていたか(5) エンクロージャー式耕地整理によって穀草式経営がさらに発展したものと考えられている(第二章第二節参照)。

努力を表現していた。一八世紀の後半において、フリードリッヒ大王の農政の一環として行われた共同地分割は、(6) 務を終る過程で再び独自の制度として確立してきたと言えるだろう(第二章第三参参照)。 これによって交換分合は、 るいわゆる農民解放 Bauernbefreiung の過程で実施された共同地分割は、必然的に耕地の交換分合と結合された。 九世紀以降に本格的に展開する共同地分割を制度的側面から準備したものと考えてよい。そして一九世紀初頭に始ま ンにおいては一八世紀に至るまで耕地整理的事業は自己の農場の貢租支払能力を維持するための領主 Grundherr 三つ目は一九世紀初頭からプロイセンを中心として行われた共同地分割に伴なり耕地整理である。 一九世紀においていったん共同地分割のための付随的な制度となり、 共同地分割がその任 プロイ セ

(2) 耕地整理の私法的発展と公法的発展

方式であったと思われる。 れば十分であった。 理念的な意味での近代耕地整理の端緒的な形態は、 この方式は、それ自体としては純粋に私法的な関係であり、私法次元の問題として処理す 複数の所有者が全員一致のもとで各所有耕地の交換分合を行う

原理が必要となる。 しかし一定の地域での農業生産の向上との関係で耕地の集団化が考えられるようになると、そこでは何らかの強制 すなわち全員の私法的合意が成立しえない場合でも農業生産という共通目的のために耕地の交換

西ドイツ農地整備法制の研究員

分合が必要となる。

六四

ある区域の土地所有者の一定割合の者が、耕地の交換分合を希望している場合に、他の少数の反対者の意見を制し

強制は、 で発動されるためには、まず交換分合を必要としている多数の土地所有者による国家への事業申請が必要であった。 て事業を実施するためには、村落共同体かまたは国家による強制の原理が働かなくてはならない。村落共同体による 共同体内の秩序を前提とした社会的統制力によってなされたものと思われるが、 国家権力がこのような場面

らば、耕地整理は申請主義を採ったことにより私法領域を逸脱したのである。 上記のような申請主義から出発した耕地整理が、その厳格な申請要件を次第に緩和させてゆき、

ついに

強制原理をすでに前提としていたという点には注意しておかなくてはならない。これを法律的な観点から表現するな

したがって耕地整理は「申請主義」から出発したと考えてよいのである。しかし申請主義は上記のような意味での

は「申請」を要しない職権主義へと発展してゆく過程をドイツ法を素材にして検討してみたいと考えている。 (3)農地の分割相続と耕地整理

(1) 一九世紀のドイツにおいてまがりなりにも確立された近代的土地所有構造は、直ちに農地の分散化の基盤であ

の傾向は顕著であった。この意味において独自の制度としての耕地整理はすぐれて近代的な制度であるということが て、農地の分散化は、特別な施策がとられない限り、 った。近代的土地所有権(自由なる土地所有権)と近代的相続制、すなわち土地所有権の商品化と分割相続制によっ 必然的かつ周期的なものとなった。とくに南ドイツにおいてこ

回近代的土地所有法制とりわけ農地相続法制の分野において、 均分相続制がとられると、原則として農地、

って農業経営が分割されることになる。これを防止するためには法律により、農地について均分相続の例外を設ける(9)

か、 または所有権レベルでの分割を用益権レベルで再統合することによって経営の一体的承継を維持しなければなら

ない。

耕地は細分化・分散化されたままで所有権レベルでの集中が生じるにすぎない。このような状態が発生している地方 においては、まさに農業生産の向上のために耕地整理は不可欠な事業であったと考えてよいであろう。 り立ちえない程度にまで進行すれば売買等の方法で再び所有権レベルでの農地の集中が生じうる。 右のような積極的な施策が実施されない場合には、現実に農地の細分化が進行する。 農地の細分化が経営として成 しかし通常は、

- (4)公共的事業に関連する耕地整理の実現
- 要素となる。 よって調達せざるを得ない。そこでこれらの公共事業を実施するにさいしては、 二〇世紀初頭以降においては右に述べた農業生産上の意義に加えて、 鉄道、 道路、 運河、 ダムなどの建設に伴って広範な公共用地が必要となるが、 耕地整理と公共事業との関連性が重要な 地域農業の構造を悪化させないため その多くは農地の 転
- るが、ここでも耕地整理はその準備 (II) 第一次大戦後にはドイツ資本主義の矛盾は激化し、 (食量自給率の向上など)のための重要な国策として用いられることとなった。 ファシズムの形態をとって帝国主義的進出を図ることにな

にあらかじめ耕地整理の実施を決定することができるような制度が検討されることになる。

ħ そのために従来は各ラントに任されていた法規制をライヒ統一法の形で吸い上げ「総統原理」による法規制が実施さ 同 時に公共事業関連の耕地整理も正規の手続の一つとして採用されたのである。

ドイ ッ農地整備法制の研究

第二次大戦後になるとナチス期の立法の反省のうえに立って、新憲法(ボン基本法)の精神に添った農地整備法が

制定されたが、公共事業関連の耕地整理のための手続については、一九三七年法を承継している。(ヨ)

(5) 日本法研究との関連

ン、ヴュルテンベルク、バイエルン、バーデンなどの立法が参考に供されたという事実の背景をドイツ法の側面から つの副次的なねらいを持っている。それは、日本の旧耕地整理法(明治三二年)が制定されるにあたって、プロイセ 本稿は近代ドイツの耕地整理(農地整備)法の歴史を法的制度の発展史として考察するものであるが、同時にもう

理法がどのような影響を与えたのか、という問題を明らかにするための前提作業でもありうるよう配慮した。

少しでも明らかにすることである。すなわち明治二○年代に展開した「田区改正事業」に当時のドイツ諸州の耕地整

最近、日本においても土地改良法制の理論的・歴史的研究の必要性が指摘されている折から、本稿が若干でもこの(ミヒ)

(1) 農地整備および耕地整理の概念については後述三、注(3)参照

動向に対応できるものであることを考えたためでもある。

- 2 Kroeschell, K., Die Flurbereinigung, in RIVISTA DI DIRITTO AGRARIO, MILANO, S. 114
- 3 H・ハウスホーファー「近代ドイツ農業史」(三好正喜・祖田修訳)五一頁。
- W・ロッホブルンナー「ケンプテン司教区の農地統合―アルゴイ地方における四二五年前の最も古い農村の新しい秩序化 (佐々木博訳)地理第二五巻第三号九九頁以下。(Kemptener Vereinödungen—Vor 25 Jahren erstmals ländliche
- (5) H・ハウスホーファー前掲書五一頁。

Neuordnung im Allgäu, in: Berichte aus der Flurbereinigung 25, 1976)

- 7 6 Hillebrandt/Engels/Geith, Reichsumlegungsordnung, München und Berlin 1938, Geleitwort. Kroeschell, K. Eigentumsordnung und Bodenrecht in der Landwirtschaft, in: Loccumer Protokolle 1/1966 S. 51.
- 8 思想があまりにも深く根をおろしていたため、これに対処すべき施策は遅くなり、二〇世紀に入って初めて現われた。 影響を与えることは比較的少ないという事情があった。耕地整理制度が一九世紀にドイツから西へ、南へと広がらなかった これらの国においては賃貸借制度が重要な機能を果していたため、土地の所有権レベルでの分散化が農業経営構造に直接に マン系諸国においてもアンシャン・レジーム後に土地の分散化が広範に生じた。しかしその主要な原因であった分割相続の ドイツにおいては自作地が多く借地が極めて少ないということも耕地整理を必要とした理由となっている。ちなみに、
- (9) 農地の相続と一子相続法制の歴史的研究については、Kroeschell, K., Geschichtliche Grundlage des Anerbenrechts, in: Agrarrecht, 1978 S. 147 ff. を参照(カール・クレッシェル=ヴォルフガンク・ヴィンクラー・田山輝明監訳「西ドイ

理由もここにあると言われている。(Kroeschell, K.: a. a. O., S. 114).

- 10 田山前掲論文・早稲田法学・一〇一頁以下。 の農家相続」所収、成文堂・一九八四年刊)。
- 11 び殿村又一「西独逸における農地整備法の研究」(農村計画研究会刊、昭和三一年)二頁等で指摘されている。 利谷信義「農地改革と土地改良法の成立」(東京大学社会科学研究所編「戦後改革・六―農地改革」所収)三〇三頁 およ

、地方別研究の意義

12

利谷信義、

前掲書三〇一頁以下。

(1) ドイツの地理的範囲を、ドイツにとって初めての統一的耕地整理法が制定された一九三七年の時点で確定した

イツ農地整備法は、 場合には、前述のように、ドイツの耕地整理法制には、三つの淵源があるということができる。しかし、現在の西ド この三つの淵源の単純な発展史として把握することはできない。耕地整理法制は、農民の生活

西ドイツ農地整備法制の研究

経営の根幹にかかわるものであり、同時に各地方の農業構造との関連において展開してきたものだからである。

いのも、そのためであると思われる。そして事業内容の統一化と立法化が進むにつれて、名称の統一化も進んできた 耕地整理事業が各地方における事業の実態との関連において、それぞれにふさわしい名称を取得していることが多

りである(前者につきバイエルン、後者につきプロイセンの項(後述)をも参照)。これらの語は、農地を統合・整理 teilung, Gemeinheitsaufhebung(Separation)なども同様の意味を含んでいたことについてはすでに指摘したとう solidation(ヘッセン=ナッサウ)などであった。沿革的には散村造り Vereinödung や共同地分割 Gemeinheits-ン)、〇Verkoppelung(ハノーファー)または Einkoppelung(シュレスヴィヒ=ホルシュタイン)、 (プロイセン)、 印Flurbereinigung, Arrondierung(バイエルン)のFeldbereinigung(ヴュルテンベルク、バーデ 地で独特な名称のもとで異った内容の「耕地整理令」が制定されていた。①Umlegung ないしは Zusammenlegung 一法(後述)は、耕地整理令 Umlegungsordnung であった。さらにそれ以前にさかのぼると、次に述べるように各(~) (2) 西ドイツの現行法は、農地整備法 Flurbereinigungsgesetzである。一九三七年に初めて制定されたライヒ統(1) 張Güterkon-

また、一定時点をとって各地方を比較するならば、耕地整理にさいして何が最も強く考慮される要素 Moment とな

一定の地方について歴史的に見れば、「耕地整理の課題設定の変遷を表現している」ことになる。(4)

であるが、その相違は単に表現に留まるものではなく、その内容に、したがってその歴史にまで及んでいる。つまり し、または道路を新設・整備し、場合によってはそれ以上の土地改良を実施するという内容を様々に表現していたの

この用語の変化は、

zeichnungen にも反映していたと考えてよいだろう。(5) の地方の農業事情とりわけ地域的に重要な要素を尊重したと考えられるから、このことが耕地整理の表現 っていたか、ということを表現しているともいえる。換言すれば、各ラントの管轄官庁は、耕地整理にさいして、そ

どの時点においていかなる法制度が日本の耕地整理法制に影響を与えたのかということを明らかにするためにも重要 ドイツにおける初めての統一法(一九三七年)にどのように継承されていったかを見るために必要であり、第二には、 で、右の二つの観点から考えて必要最少限に留めることにする。 なことである。したがって、本稿ではすべてのラントの立法を検討する必要はないから、また資料上の制約もあるの のためには様々に表現された耕地整理制度の沿革を検討することが必要である。それは第一には、各地方の法制度が したがって耕地整理の概念を理解するためには、その地方的、地域的な特徴を把握することがまず必要であり、そ

- 1 Flurbereinigungsgesetz vom 14. Juli 1953 (BGBI. 1 S. 591, geändert durch Gesetz vom 16. März 1965, S. 65, Gesetz vom 10. August 1965, BGBI. 1 S. 753 und Gesetz vom 16. März 1976, BGBI. 1 S. 546)
- (a) Reichsumlegungsordnung vom 16. Juni 1937 (RGBI, 1 S. 629)
- 3 Umlegung, Diss. Leipzig 1939, S. 10)° 利用の可能性を高めるために一定の地域空間と一定の共同体内において土地利用関係の新しい秩序を形成することを目的と していたが、これらの表現は耕地整理事業の実施方法から生じた呼称であると言われている(Vgl, Sauermann, K., Die Zusammenlegung (Kommassation はラテン語系の同義語), [Verwannung, [Verkoppelung]などの語は土地の農業的

する方法も存在していた。後にこの二つの手段が一つの法律の中に統合されてゆくことになる。 他方では、農地の分散化による有害な結果を道路や境界整備などの方策や共同利用施設の設置などによって除去しようと

Integralmelioration と言うことができる。後者の場合には、 である Flurbereinigung の場合には、 農地の合目的的な新形成のための私的利益と並んで公的利益が強調されている。 legung という概念は、まず第一に、土地所有者のためになされる耕地整理を眼中においているのに対して、 移住など農村空間構造の改良を伴なうのが一般である (Kroeschell, K., Flurbereinigung S. 115) の用語と歴史的事実が常に一致していたわけではないが、 前者を「分散化した農地の単なる統合」、 後者を総体的土地改良 こうした諸概念が時代の要請との関連で選択されて用いられてきたという点にも注意を払うべきであろう。 例えば 水利経済上の改良、道路の建設、土地改良、経営規模の拡大、 現行法の用語 Um-

- Hoster, W., Die Flurbereinigung, 1930, Berlin S. 7.
- 4

5

6 ూ (vgl. Hillebrandt, R., Das Reichsumlegungsgesetz, in: Recht des Reichsnärstandes, 4. Jg. 1936, S. 帝国耕地整理令施行の時点(一九三八年)において旧帝国領内の各ラントには一〇〇を超える法律が存在し てい たとい Sauermann, K., a. a. o., S. 13

第二章 近世ドイツの耕地整理法制

ケンプテン司教区(バイエルン) における Vereinödung

Vereinödung の発生と意義

形態は、Hochstift Kempten (ケンプテン司教区) において、いわゆる Vereinödung といわれていたものである。 この措置については一五五〇年の文書 Urkunde が最も古いものとして残されており、典型的形態としては次のよう 気づかれていた。その克服のための措置を、現在の法制度との関連においてふり返ってみた場合には、その最も古い

農業経営の遂行にとって土地所有の分散と耕地交叉が大きな経済的損失を意味するということは、すでに早くから

なものであったとされている。すなわち、農場が既存集落から抜き出され(Ausbau)、新たに整理・集団化された耕

ことができ、 は便利なところにあり零細地はなかったから、 代一緒に生活し労働していたのである。彼等は健全なる農民層の担い手であり維持者であった。不動産は農場として 畑の真中に実際的で広々とした快適な建物を有しており、健康でたいていの場合は子供の多い農民家族が、そこで数世 百年後においてもなお明らかに農村緩和策の先駆であることを示している。具体的にいうならば自己の所有に属する という名称を有しているこれらの農場は当時から農場の理想的形態と考えられ、今日でも、したがってその建設後数 地の中央に、 かつ食糧経済のために最高のものを供給することができた。 耕作強制から解放されたうえで、Einödshof として新たに建設された。ほとんどの場合に 農民は農業学と農業技術のすべての発展を彼の経営のために利用する

Vereinödung についても当初はこのような形態が多かったようである。家敷の移転を伴う耕地整理と結合した Ver-または農地がその上に存在している放牧権から解放されるという方法によっても実施された。ケンプテン Vereinödung は右のような方法によってのみ実施されたわけではなく、分散地が交換等によって集団化されるか、

einödung はむしろまれであったという研究も発表されており、必ずしも明確でない点も多い。 オーバーシュヴァーベン地方全体においてもしだいに共同地分割(放牧権や地役権の解消を含む)に対する希望が

れらは常に同時に実施されるようになった。 決定的に重要なものとなり、 また共同地分割と耕地整理は農民にとって別なものとは観念されていなかったため、そ

来の土地に比べて二倍の価格で取引されたというのも、 この散居村化的耕地整理の推進力はもっぱら経常的利益であった。耕地共同体的諸拘束から解放された土地は、 当時の経営にとっての利益の大きさを意味していたものとい 旧

西ドイツ農地整備法制の研究

4

この事業が農民のイニシアティブによってなされたということを記録した文書も残されている。 (5)

2 Vereinödung の実施方法

を申し立てる者に対しては、強制措置が用意されており、強制は家屋の撤去・移転にまで拡張された。その実施は近隣 はすべての利害関係者に与えられており、政府はすべての Vereinödung に認可を与えなければならなかった。異議 初期の Vereinödung 事業の実施に関する成文法規は存在していなかったが、事業申請権 Recht der Provokation

れたが、政府の委員会の監督下に置かれた。共同地分割の規模が大きくなり耕地整理も全村規模で行われることが多 くなると手続もしだいに整備されてきた。まず申請がなされると、委員会が作られたが、これは通常、 の自治体から任意に選ばれた男達の義務であり、この者達は Spruchmänner とか Taidingsleute とか呼ばれていた。 七世紀の終りになると Vereinödung 事業の耕地測量人が右の業務に従事した。彼らは事業参加者の中から選ば 耕地測

量人と裁判所書記によって構成されていた。ここで一回ないし二回の審理が行われ、反対者の説得もなされた。

することが必要であった。頭数では不足していても耕地面積で三分の二を越えていればそれでもよいとされていた。 一八世紀に至って慣習法的に確立されたとされている。まず耕地整理区域内の農民が頭数において三分の二以上賛成 一七世紀の末期以降については、反対者に対する政府の強制措置についての資料も残されており、この強制措置は

プテン司教区がほとんどの農場の地主であったから事業の実施申請が認められたということは、直ちに領主の同意を 場合には事業実施は例外なしに拒否された。もちろん事業実施には領主の同意が必要であったが、この地方ではケン この要件を満していれば政府は小数の反対者を事業に引き込むことができたのである。逆にこの要件を満していない

ケンプテン司教区においては、一七九一年までの約二五〇年の間に成文法規なしで Vereinödung が実施されたが、 意味していた。そうでない農場については、それぞれの領主の同意を別途得なければならなかった。このようにして

その数は二〇〇以上とも二二二とも言われている。同地における成文法規は一七九一年に至って初めて制定され、か(%) くして Vereinödung は、ケンプテン司教区からバイエルンの隣接行政区・ヴュルテンベルクやオーストリアへと広 まっていった。

- (1) 次のような端緒的形態にまで遡る説もある。不動産の譲渡と相続分割とが発生して以来、不動産の耕地交叉は継続的に存 มมนูผล (Haag, H., Das Bayerische Gesetz, die Flurbereinigung, 1886, S. 8)° が最初の仕事であったと推測される。この場合には、地味の評価は不可能なので、単純に耕作可能な土地が分割配分される がある地域に定住し、村落を形成し、かつその土地の囲りを耕作することを決したとすれば、各家長間における耕地の分割 在したと考えられるが、さらに根源的には、それは不動産についての占有の取得に起因する。例えばある複数の家族の集団
- (3) これは前述の急進的な形態 Ausbau に対して Arrondierung と呼ばれる (Seubelt, G., Bayerisches Flurbereinigungs-(N) Hillebrandt=Engels=Geith, a. a. O., SS. 59-60 gesetz, München, Berlin und Leipzig, 1934, S. 1).
- (15) Scharnberg, H. Heinrich, Die Rechts-und Ideengeschichte der Umlegung mit besonderen Berücksichtigung ihrer (4) Dorn, Hans, Die Vereinödung in Oberschwaben, Kempten und München 1904 S. 176ff (ただし、Scharnberg 後 掲書一五頁の引用による)。
- (φ) Haag, H., a. a. O., S. 8; Ditz, H., Geschichte der Vereinödung in Hochstift Kempten, Kempten 1865 S. 者の説くところによれば、利害関係人のみが発起権を有していたことは、例外のない原則であり、役所が発起人達にストッ

西ドイツ農地整備法制の研究

staatlichen Förderung durch Zwang gegen Widerstrebende, Kiel 1964 S. 15

プをかけることがあれば、それは修道院農場の所有者としての資格においてなされた、とされている。

べている。この叙述は申請要件等の内容からみて一七世紀末以降のものとも考えられるが、ケンプテンの領主が伝統的に農 この同意を喜んで表明した。というのは農地統合による土地の価値の上昇が国の徴税力を著しく高めたからであった」と述 しかし、W・ロッホブルンナー(佐々木博訳)前掲論文によれば、「ケンプテン領主修道院長は、他の領主とは対照的に

地統合に積極的であったということは確かなことであったと思われる。

- 7 規が存在しない状況においてこのように急進的な措置 Vereinödung を可能にするのは大多数の関係者の合意以外には考え られないであろう。とすればこの強制措置は関係者の合意を補完するものとして理解すべきものと思われる。 =Engels=Geith 前掲書六○頁によれば「利害関係人の合意が大たいにおいて事業実施の基礎となった」のである。 事業に反対する者に対して強制措置がとられたと言っても、これが原則であったとは考えるべきで はない。Hillebrandt
- (Φ) Haag, H., a. a. O., S. 9.

8

Hillebrandt=Engels=Geith, a. a. O., S.

. B

- 農民サイドからの囲い込み

シュレスヴィヒ・ホルシュタインの東部丘陵地帯では、

耕地整理

(交換分合)的手法を採り入れた囲い込みも行わ

第二節

シュレスヴィヒ・ホルシュタインにおける囲い込み

ない。ただし他人の善意に基づく場合はこの限りではない」という 法原則 (das Jütsche Law, Buch 1, Kap. 54) が wirtschaft を営んでいた。 当時、 れていた。農場経営者は、交錯している耕地を交換分合しながら、自己の農地を集団化し、そこで穀草経営 Koppel. この地方では、「何人も他人に対して自己との間での交換を強制することはでき

支配していたが、耕作強制から解放されるという囲い込みによる利益はしだいにシュレスヴィヒ・ホルシュタイン東

たとはいえ、 部の農民に大きな影響を与えるようになった。農民たちは、交換や売買によって自己の耕地を可能な限り一ケ所に集 団化するようになり、相互の了解によって耕地共同体 Feldgemeinschaft から脱退していったのである。集団化され 小規模な経営の囲りには耕作強制を伴う従来通りの耕地も存在していたし、耕地共同体から抜け出した

とはいえ、共同地 Gemeinheiten 上の共同利用権とりわけ共同放牧権はいぜんとして保持されていた。そうした権

る囲い込みに敵対的な態度をとっていた。例えばフレンスブルクの官吏は一六三七年に軍用道路が害されるという警 察上の理由で囲い込みに干渉している。しかし一七世紀の中頃には、囲い込み運動は、政府の統制から離れて、 利までも廃止するには全村 gesamte Gemarkung 的規模における囲い込みが必要であったが、そのような例はまれ であったといわれている。統治権力の側でも初めのうちは、森林の保全とか狩猟権の自由などを理由として農民によ

により農村の生活水準が向上するという認識をもつようになり、敵対的態度がなくなったばかりか、若干の優遇措置 八世紀の初めには、東部丘陵地帯全域において農民による囲い込み運動が盛んになり、統治者側でも、囲い込み

だ例外的存在であったとはいえ、着実な歩みを開始していた。(3)

を講ずるようにさえなったのである。

ったので、小規模の農場や不規則な農場などが出現することとなった。こうした体系性のない囲い込みの有する欠陥 しかし、この段階に至ってもなお、全村落耕地について計画的に囲い込みを行なうというようなことはなされなか

は一七七一年にも囲い込み令 Verkoppelungsverordnung を発し、囲い込みを管轄する行政官庁を設置した。

を是正するために、コペンハーゲンの政府は農業政策的観点からの影響力を行使して一七六六年、一七七〇年さらに

西ドイツ農地整備法制の研究

七六

2 シュレスヴィヒ・ホルシュタインにおける囲い込み立法(耕地整理立法)

公布した。 い込み的耕地整理 Einkoppelung の促進と村落共同耕地 Dorffelder の廃止に関する命令(一七六六年二月一〇日)を シュレスヴィヒ公爵領では、耕地整理制度を確立するために、一七五八年のデンマーク耕地整理法を範として、囲

蒙的絶対主義を信奉していたからであるといわれている。 (6) 共同で負担することになっていた。ここで強制原理があまり前面に出て来ていないのは、コペンハーゲンの政府が啓 残りの小数者は多数者の決定に従わなければならなかった。また全村規模で整理がなされた場合には、費用は全員が の者が参加しない場合には、測量費はその農民の負担であった。三分の二以上の者がこの手続に参加した場合には、 この命令によれば、すべての農民がその保有地を耕地共同体から分離し、囲い込むことができたが、三分の二以上

的裕福な村落が先行して耕地整理を行ったという事情もあったようである。(?) ると言われている。もっとも農場を囲い込むためには灌木の生えた土塁を造るために高額の費用を要したから、比較 verordnung が公布され、かなりの成果を収めたとされている。現在の西ドイツにおいて、シュレスヴィヒ・ホルシ タイン州の農業構造(主として経営規模)が他州に比べて良いとされているのは、この時代の耕地整理も一因であ 七七一年一一月一九日には、ホルシュタイン公爵領にも同様の申請要件を含んだ 耕地 整理 令 Verkoppelungs・

ラウエンブルク公爵領における囲い込み立法(8)

3

ラウエンブルク公爵は、一七一六年以来、イギリス王ジョージ一世であり、ハノーファーの選帝候でもあった。彼

法規 Umlegungsvorschriften であると言われている。これによれば、領主 Gutsherr は、その領民の土地と草木 が一七一八年六月二七日と七月八日にラウエンブルクの判事と将軍にあてた訓令が、ドイツにおける最初の耕地整理 を交換し再配分することが許されるが、そのさい従前地と再配分地とは同価値でなければならないものとされ、この

これによって、「耕地整理」は、交換にさいしての代替地の提供と土地評価に関する所定の手続が確保されていれ

補償業務は貴族一名と官吏一名の二人の委員によってなされることになっていた。

ば、農民の反対がある場合でも、領主によって強制することができるようになったのである。 交換分合的耕地整理と共同地分割とが結合されることになる。そうすることによってのみ、多くの農民は、穀草経営 この地方でもしだいに共同地 Gemeinheiten の分割が開始されるようになり、従来からの農民保有地についての

Koppelwirtschaft に適した規模の農地を保有することができるようになるからであった。

になった。これは、経験豊かな測量人の協力により、共同地分割と耕地整理 Umlegung が結合されたものであり、 政府も一七六八年一一月二二日の命令によって共同地分割と囲い込み的耕地整理 Verkoppelung を促進すること

ラウエンブルクでは Verkoppelung と呼ばれていた。

ハノーファー王国における囲い込みと共同地分割

イイ)この地方の囲い込みで資料的に確認しうる最初のものは、一八世紀の前半にヴェーゼル川流域で行われたものであ った。ブレーメンとデルメンホルストに隣接する湿地帯にあるブリンクーム村とリーダ村の農民が囲い込みを行った

ということが記録に残されている。ここでは前者の例を紹介しておきたい。(9) 西ドイツ農地整備法制の研究

早法五八巻四号(一九八三)

実現された。この地方では、当時、 に湿地に排水のための堀を設けるだけではなく、各保有者の集団化された農地を堀によって囲むという方法によって 彼らは湿地帯の保有者としてその湿地を排水路の設置によって乾いた土地にすることを相談し合意した。これは単 穀草経営が行われており、土地は四年間耕地として利用されると次の四年間は共

同放牧場として利用されていた。 しかし当時、隣接地であるブレーメンやデルメンホルストでは同種・同等の土地においてより多くの収益があげら

うことが、この地方のすべての農民の前に明らかになった。他の農民たちはこれを裁判上の調停によって実現しよう 化した。これによって、この囲い地は他の土地に比べ耕地としても草地としても最小限度三倍以上収益性が高いとい 数人の農民がまず彼らの土地を共同地から分離し、相互に交換することによって、溝をめぐらした囲い地の中に集団 としたが、三人の農民がこれに反対し、いったんは挫折してしまった。 れていた。その理由は当村における土地の分散とそれによって規定される用益方法にあると考えられていた。そこで

ルであったが、二年後に新たな土地が三九ヘクタール加わって、そこに溝と生垣に囲まれた五八の囲み地 地方のほとんどすべての家が焼失してしまったためであると言われている。ブリンクーム村の湿地は一一三ヘクター 一七二九年に至って、反対者達も一定の条件のもとに囲い込みに同意をすることになった。それは、その年にこの Kamp が

ジョ 1 ジ三世の指導のもとで共同地分割が実施されるのはすでに述べたように、一八世紀の後半に入ってからで 造られた

(口) あった。

渋を極めたと言われている。そこでカーレンベルクおよびヒルデスハイム地方でのみ共同地分割が実施されたが、耕 八年一一月二二付日の命令以来、一七九〇年までの間に、四回の枢密院会議通達が発せられている。しかしリューネブ 結合されていたわけではなかった。国王ジョージ三世の意を体して、一七六七年一〇月一七日付の通達および一七六 ルク地方では、ラウエンブルクの場合と異って領主農場の農民の保有権が強力であったため、農民の抵抗が激しく難 ノーファー王国の他の地域においても共同地分割は少なからず実施されたが、必ずしも耕地整理 Umlegung と(st)

する暫定命令を公布した。これが体系的な共同地分割令としてはドイツで初めてのものであるとされている(一八○ たので、一七九六年から立法作業を開始し、一八〇〇年八月三一日に、リューネブルク候国における共同地廃止に関 二年のリューネブルクの共同地分割令によって廃止される)。 いずれにしても法律による詳細な規制なしには、迅速かつ効果的な共同地分割は不可能であることが明らかになっ

地整理と結合されたかどうかは明らかでない。

- 1 Deutschland, Göttingen 1972 S. 益をもたらしたという点も指摘されている (Berkenbusch, Friedhelm, Die Rechtsgeschichte der Flurbereinigung in Scharnberg, a. a. O., S. 13 これは単に経営上の利益をもたらしただけでなく、隣接農民相互の争いを無くするという利
- 2 Behrend, Harald, Die Aufhebung der Feldgemeinschaften, Kiel 1956 S. 42.
- (α) Scharnberg, a. a. O., S. 14.
- (4) Scharnberg, a. a. O., S. 14.
- (15) Scharnberg, a. a. O., S. 15
- (ω) Scharnberg, a. a. O., S. 24

ドイツ農地整備法制の研究

七九

- (r) Scharnberg, a. a. O., S. 25.
- (∞) Scharnberg, a. a. O., S. 21.
- (\circ) Wrase, Siegfried, Die Anfänge der Verkoppelungen im Gebiet des ehemaligen Königreichs Hannover, Hildesheim 1973 S. 25 ff.
- (2) Scharnberg, a. a. O., S. 22.
- (디) Bening, Daniel Heinrich Ludwig, Die Umbildung der ländlichen Zustände in Folge der Gemeinheitstheilungen und Verkoppelungen, Hannover, 1858 S. VI f.
- 12 Celle 1866 S. 4 f. Heyer, C., Landes-Oeconomie-Gesetzgebung des Königreichs Hannover aus dem Zeitraume von 1802 bis 1856,

第三節 プロイセンにおける Gmeinheitsteilung

1 フリードリッヒ大王と共同地分割

月勅令」によって始まるシュタイン=ハルデンベルクの改革の重要な部分を構成しており、その意味においてプロイ(3) 調整令および一八二一年六月七日の共同地分割令をもって端緒とすべきであろう。これらの法令は一八〇七年の「十(1) 現代ドイツの耕地整理令の発達史をプロイセンについて考察するならば、その研究対象は一八一一年九月一四日の

(1) 先駆的立法

センにおける農村構造の近代化の出発点でもあった。

混在していた御料地 Domänen の分離 Ausscheidung を要求したさいの勅令がその先駆をなすものと言ってよいで 耕地整理的手法は右の改革期に突然に発生したものではない。一七五二年にフリードリッヒ大王が農民の不動産と

ために耕耘、播種、収穫等の作業が同一の所有耕地に関する場合であっても同時に実施することができず、これが農 あろう。当時は各地に広大な共同地が存在しており、しかも耕地は細分化されたうえに交錯して存在していた。その(5)

業の進歩を阻害していると考えられていた。(6)

(イ) このような経営上の重大な障害を除去するために、この事業は御料地内の耕地交錯の存在する地域につき耕地の 農民関係から生じる諸々の困難を回避するためであった。しかし御料地外の一般農地についても、事情は御料地と同 集団化が村落の重圧にならないことを前提として実施された。また事業実施の範囲が御料地に限られたのは、領主・

同地分割に対する農民の不安を除去するために、これは農民の利益のために実施するものであり、従ってこれを原因 様であり、とりわけ共同地については土地に対する管理が不充分であった。 フリードリッヒ大王は、一七六三年と一七六五年に御料地とは関係なしに共同地の分割を命じている。そのさい共(*)

うことに共同地分割の主たる理由が存在していたようである。しかも興味あることは啓蒙的絶対君主の頭の中にはす り、自己の耕地のみを耕作するようになってしまっていた。こうした情況を何とかして打破しなければならないとい うと思えば全権利者が共同して行わなければならなかったから、結局誰も共同地を改良しようとは考えないようにな として新規課税は行わないことをわざわざ告示している。当時の耕地をめぐる諸事情のもとでは、共同地を改良しよとして新規課税は行わないことをわざわざ告示している。当時の耕地をめぐる諸事情のもとでは、共同地を改良しよ

(口) 共同地分割の手続については、一七六六年の命令によってその概要を知ることができる。(L)

でにイギリスにおけるエンクロージャーの「成果」が在ったということである。

(a) 測量師に命じて共同地の実測図を作成させ、そこに評価額を記入し、土地を良・中・悪の三等級に区分する。

西ドイッ農地整備法制の研究

- (b) 法律家が共同地に関する証拠書類を検討し、各権利者に分割・配分すべき部分(割合)を決定した。
- (c) 耕地に隣接するように配慮され、必要のあるときは二、三の農家を集落外に移住させた。当該共同地中に肥沃な土地 最後に公正なる農務官を選任して土地の配分を実施させた。この場合には各権利者に配分される土地はその所有

同地分割の実益を説いたパンフレットを作成して各地方に頒布するなどの啓蒙的努力をしながら、 の実施に反対する意見が上陳された。こうした情勢のもとで共同地分割令の実施が遅々として進まないため、王は共 と瘠せた土地とが偏在する場合には、配分にあたって不公平が生じないよう配慮した。 右のような内容の共同地分割令が発せられると、農民はもとより司法・行政官にいたるまで広範な階層から、そ プロイセン、

どの配慮をした結果、一七六九年に分割が終了したもの二三〇余件、一七七一年までには三八二件に達したという。 事業を速かに実施するために法務官と農務官とから成る実施委員会を設け、農務委員には地方の老農を選任するな

ルンなどこの事業によって実益を受けやすい州を選んで一七六九年に至ってよりやく実施に踏み切った。

実施費用のうち委員の俸給は官費で負担し、その他の費用については部分的に受益農民のうち資力を有するものか

シュレジェンに関する細則

(2)

こうした共同地分割の経験をふまえて一七七一年四月一四日には、次のようなシュレジェン州に関する細則が公布(15)

(1) 共同地を二種類に区分する。一つは広大な牧草地・荒地・沼沢地などのグループであり、この場合には各権利者

の利用状況や分割によって生ずる損害を考慮すべきである。二つめは、 村落の共同放牧地と耕地交錯のため地役権的

制限を受けている複数の者の耕地である。

- (II) この場合には耕地の交換分合が実施されることになるが、各土地の所有者全員の同意は必要とせず、そのうち一
- 名の請求があれば実施すべきものとされていた。
- た者一名、測量技師一名、一部落より農民二名以上の者が選任されることになっていた。 実施機関として二名の委員(郡会員一名と貴族一名)が選任され、これを補助するものとして法律と農務に通じ

交錯地の交換分合は、地方官庁が右委員の意見書を検討し、関係者の保護に欠けるところがない場合に認可する

け集落に接近して配分するように配慮された。各人の耕地の具体的な位置は話し合いと抽箋によるものとされ、他人 の土地に放牧する権利は、土地または金銭によって補償された。しかし牧羊は重要なものとされていたから牧羊が減 ものとされていた。交換分合にさいしては、各人が所有する耕地は集団化すること、および小農民の耕地はできるだ

少することのないよう注意すべきものとされていた。

- 以上の処分に不服のある者は裁判によって争うことができた。

(3)

立法上の総括

cianum に採り込まれ、一七九四年には、その他の諸法令に散在していた諸規定と統合されて、プロイセン一般ラン ト法第一部第一七章七五条以下「共有関係の廃止」ならびに第三一一条—三六一条「共同地分割」に承継された。

七七〇年代まで関連諸立法に含まれていた共同地分割に関する諸原則は、 一七八一年に Corpus juris Friden-

西ドイツ農地整備法制の研究

- î 2 Gemeinheitsteilungsordnung vom 7. Juni 1821 (GS. S. 53) Edikt zur Regulierung der gutsherrlichen und bäuerlichen Verhältnisse vom 14. September 1811 (GS. S. 281).
- 3 der Landbewohner betreffend, vom 9. Oktober 1807 (GS. S. 171). Edikt, den erleichterten Besitz und den freien Gebrauch des Grundeigentums sowie persönlichen Verhältnisse
- neburg und Bütow vom 1. Mai 1752. なお、本令については以下の文献参照。 Das Haushaltungs-und Wirtschafts-Reglement für die Ämter des Herzogtums Pommern, sowie der Lande Lü

著「普国布利特隣大王農政要略全」(日本独逸学協会会員和田維四郎訳述、明治一七年刊)、とくに第四章「土地分合処分」 FRIEDRICH DER GROSSE, 1882 Leipzig S. 84. なお、本書は次のような形で紹介・要訳されている。スターデルマン原 1886, Leipzig, S. 160; Stadelmann, R., Preussens Könige in ihrer Thätigkeit für die Landeskultur, Zweiter Teil Schlitte, B., Zusammenlegung der Grundstücke in ihrer volkswirtschaftlichen Bedeutung und Durchfürhrung

5 共同放牧地から得られる利益が決定的に重要であったからだと言われている。経営方法は次のような共同体的統制に服した ていたためであり、また耕地が非能率的なものであっても農村にはこれを補うに充分な労働力が存在していたし、さらには S. 11)このような農地制度が中世末期に至るまで阻害要因とならなかったのは、これと耕作強制 Flurzwang とが結合し て授与された。ずっと後になると抽選はしだいにまれになり、用益権は所有権として固定化した。」(Sauermann, a. a. 0., 体ないし血族共同体 Mark-oder Sippengenossenschaft の構成員は抽選により、各割地内において個別農地を用益権とし 占があり、土地利用をできる限り公平に配分するために、村の耕地 Dorfflur はその地質・性状に従ってより小さな区画(割 ものであった。すなわち、村落共同体の構成員は割地 Gewanne のすべての耕地を経営計画に従って耕作し、しかも同時 地 Gewanne) に分けられ、これはさらに用益権の数に応じた個別耕地 Ackerbreiten に細分化された。後にはマルク共同 体学説に関する最近の論争については、林毅「西洋法史学の諸問題」二五頁以下参照)。「まずゲルマン民族による土地の先 土地細分化の歴史的前提と思われるマルク共同体と土地の分散化の関係は通常つぎのように説明されている(マルク共同

Flurzwang と卧んでいる (Scharnberg, a. a. O., S. 9)。 |三圃制 Dreifelderwirtschaft であった。この場合は、各耕区において一年間越冬作物が作られると、次の一年間は夏の作 に同一農作物を作付しなければならなかった。耕地の利用権に対するこのような制限を近代の農業史の文 献で 耕作強制において一般的に支配的経営方法とされていたの

- 物が作られ、三年目にはその土地は休耕地とされた。休耕とはいっても放置されるわけではなく、共同の放牧地として利用 された (Scharnberg, a. a. O., S. 10)°
- 6 Jena, 1918, S. 428. Stein, R., Die Umwandlung der Agrarverfassung Ostpreußens durch die Reform des neunzehnten Jahrhunderts,
- (r) Scharnberg, a. a. O., S. 26.
- (w) これは業務命令の形式で発せられた。Eine weitere Instruction d. d. Kolberg vom 23. Mai 1763 (Schlitte, B., a. a.
- ひらの (Schlitte, B., a. a. O., S. 160)° に収録されている。なお、同年六月二八日には、共同地廃止を促進すべき旨の回状が全政府および司法官に対して発せられ liche Justizcollegien ergangenen Protokoll vom 11. Juni 1765)。 いれは Stadelmann, R., a. a. O., S. 343 (No. 159) これは全司法官にあてて発せられた業務命令が文書の形で残されたものと思われる。(Ein, als Instruction an sämmt-
- Stadelmann, R., a. a. O., S. 85, vergl. Urk. No. 159 (S. 343) なお、前掲要訳書六六頁参照
- 11 スターデルマン前掲書六六―七頁。Stadelmann, R., a. a. O., S. 84.
- cript が発せられている (Stadelmann, R., a. a. O., S. 348; Urkunden 167)。 なおこの命令の直前に、即ち同年四月二二日と同年四月二八日に共同地分割の手続およびその他の詳細を定めた 勅 諭 Res-

枢密議官ブレンケンホーフ氏にあてた一七六六年五月二八日付の命令とされている(スターデルマン前掲要訳書六八頁。

(13) 上棟された意見とは以下の通りである。

西ドイツ農地整備法制の研究

ハ民力薄フシテ配當ノ新地ヲ開墾スルノ資ナク却テ農業ノ衰頽ヲ招クヘシト云ヒ或ハ人口寡少ナルヲ以テ舊法却テ適

應ナリト云ヒ或ハ該令ハ唯沃土ニ實施スルヲ得ヘクシテ耕地ニ行フ可ラスト云ヒ或ハ耕地ノ各地ニ散在スルトキハ農民各種 よび Stadelmann, R., a. a. O., S. 87 を参照)。 . 方法ヲ目撃シ却テ功益アリト云ヒ或ハ共有牧草地ヲ廢止セハ牧草減少シ牧畜之カ爲ニ衰顏スヘシ」(前掲要訳書 六九頁 お

- 14 burg, und Halberstadt (Schlitte, B., a. a. O., S. 161). Die allgemeine ausführlichere Verordnung vom 21. Oktober 1769 für Preußen, die Marken, Pommern, Magde-
- 15 O., S. 162 以下参照。 Aufhebung der Gemeinheiten und Gemeinhutungen, なお、この前後に発せられた法令については Schlitte, B., a. a. Das unter Schlesien ausführlich behandelte Reglement vom 14. April 1771 wegen Auseinandersetzung und
- (4) Schlitte, B., a. a. O., S. 163.
- 2 プロイセン一般ラント法における共同地分割
- (1) 共有関係の廃止

三者の命令 Verordnung に明確に反しない限り、何時にても実施される。」という原則が規定されており、これは後 共有関係の廃止の項では、「共有権 das gemeinschaftliche Eigentum の分割は、法律、契約もしくは有効な第

(2) 共同地分割

に一九二一年の共同地分割令によってさらに拡充されることになる。

|共同地分割 Gemeinheitsteilung について」の節は、さらに六項目に分かれている。(2)

(1) 一般原則 複数の農村住民または隣接の農場保有者によって、従来何らかの方法で共同で行使されていた土地の

行わず(三一二条)、 とする(三一一条)。そのさい共同用益地の所有権が町村に帰属しているか、各参加者に帰属しているかによる区別は (権) は、 一般的な農村基盤の整備改善 allgemeine Landeskultur のために、できる限り廃止されるべきもの かつ分割手続 Auseinandersetzung は農村基盤の整備改善が全体として促進されるようになさ

れるものとされていた(三一三条)。

害関係人の利益になりうること、またいかにしてなりうるのかということが証明されなければならない 者も同等の権利を有するものとされている(三一八、条三一九条)。後者の場合には、土地の所有者を分割手続に引き入 用権 ein beständiges unwiederrufliches Nutzungsrecht の保有者と耕作の用に供されている農場 Güter 手続の場合も同様である(三一五条)。村民の一人が他の全村民との関係で分割手続を申請する場合には、それが全利 の鑑定書によって疎明されなければならない (三一四条)。 領主 Gutsherrschaft と村落 Dorfgemeine との間の分割 申請権者 申請の要件 分割手続が単に可能であるというだけでなく、社会全体にとって利益になるということが有識農民 原則として所有権者のみが分割手続を申請することができる(三一七条)が、解消不可能な継続的利 の保有

右の権利者の同意は不要であった。ただし、右の権利者はその権利が消滅するまで分割手続を延期するよう要求する 権者の明確な許可がある場合にのみ分割手続を申請することができる(三二一条)。逆に所有権者が申請する場合には、 ことができた(三二二条)。永小作農場 Erbzinsgut の下級所有者は分割手続を申請することができるが、その場合に 用益物権者 Nießbraucher、定期小作人 Zeitpächter および期間と方法の点で制限を受けている用益権者は、 れなければならない(三二〇条)。

西ドイツ農地整備法制の研究

八八

は上級所有権者を手続に引き入れなければならない(三二三条)。

その他、 封土 Lehnen の場合や買戻権付の土地等の場合について、 詳細な規定が設けられていた (三二四条~三三

- 限されたり、土地の自由な使用が妨害されないように配慮されなければならないが、他方では、 慮すべきではなく、各利害関係人の経営全体の分割前後の状態に配慮すべきであるとされていた(三三八条、 分割の諸原則 (a) 分割手続に際しては、 ある部分が他の部分に対して面積的に縮少されたり、 個々の地片にのみ配 利用権の点で縮
- 耕地を承継した者が補償金によって 耕地の欠陥を除去できるような場合には、 やむをえないものとされていた(三四 れており、また利害関係人は原則として金銭による補償に応ずる義務はないものとされていたが、例外として悪質な (b) 分割されるべき土地の価値評価にあたっては、単に地質のみでなく、位置や耕作の状態も評価の対象に入れら

らないものとされていた(三四三条、三四四条)。 距離および位置に関するその他の利益・不利益について配慮され、それに対しては正当な補償が支払われなければな 般的には質的な不足は量的な補充により補償されることになっていたが、その場合には、 耕作費用、 農場か たらの

受しなければならないものとされていたが、それによって従来の経営方法がまったく変化してしまう場合には、 交換にさいして土地の種類 Gattung が異なることがあっても、 利害関係人は分割の促進と簡易化のために甘 承諾

0 はなかった (三四五条、三四六条)。

ていた(三四七条)。また、 (d) 町村が領主との間で分割手続を実施する場合には、双方にとって土地が連続するように配分されることになっ 町村民は、分割手続の結果、従来の役畜と農場雇人だけでは経営することができなくなる

分割手続に同意する義務はなかった (三四八条)。

(H) ことはできないものとされていた(三五〇条)。しかしその上に存する第三者の地役権を変更なしに維持するならば、 共同地上の地役権の廃止 利害関係人は、原則として分割手続によって分割対象地上の第三者の既得権を害する

耕地改良の目的が達成されない場合には、第三者は、十分な補償を受けて、地役権の制限または廃止を甘受する義務

割手続の目的に合致しない地役権は、 分割手続にさいして配慮されることになっていた(三五三条)。地役権の維持について特段の合意がない場合には、 を負っていた(三五一条)。なお、この場合には役権に関する章(Tit. XXII)の詳細な規定に従うべきものとされてい 分割の当事者の間で行われる相互的地役権の調整は、それが分割対象地の自由な使用を妨害する限りにおいて、 分割の後に廃止されたものとみなされた (三五四条)。 地役権が維持された場合

分

その行使は分割手続の目的を害しないように規制されることになっていた(三五五条)。

地片と交換される場合には、 私的請求権と同様に何ら変更されないというのが原則であった(三五六条)。ある負担を負っている農場の地片が他の 分割対象地上の公租と負担 負担の点でも後者が前者の代替物とされていた(三五七条)。分割によって土地の改良が 共同利用地が分割されても、その土地に課せられていた公租や共同の負担は、 他の

国家の側から新たな公租が課されるのではなくて、その分だけ何らかの方法で従来の公租が

なされたからといって、

西ドイツ農地整備法制の研究

高められるものとされていた(三五八条)。

を克服できなかったことなどをあげている。 特権的な等族に屈したこと、事業実施にさいして官吏の行動を充分に審査しなかったこと、当時の農村社会の諸事情 ており、またある者は領主たちの要求と対決するさいにプロイセン王たちが絶対的に強い態度を示さなかったこと、 ついては、ある者は事業実施を司法省系の官庁にまかせた結果、そこの官吏が熱意と経験に欠けていったことをあげ 共同地分割に関する諸法令はこのようにして整備されたが、その実施は決してはかばかしくなかった。その原因に

ンベルクの改革によって農村における封建的諸拘束の解体が開始されてからになるのである。 このようにして、法制度としてはかなり整備された共同地分割令が実効を有するに至るのは、 シュタイン=ハルデ

- (→) Allgemeines Landrecht für die preußischen Staaten von 1794, Textausgabe, Alfred Metzner Verlag, Frankfurt /aM 1970 S. 245
- (n) Allgemeines Landrecht für die preußischen Staaten von 1794, a. a. 0., S. 254
- (∞) Eggert, Oskar, Die Maßnahmen der preußischen Regelung zur Bauernbefreiung in Pommern, Köln 1965 S. 70.